

理容師・美容師の養成のあり方について  
(理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会報告書)

平成28年12月15日

## 目次

第一	はじめに	1
第二	理容師・美容師制度の概要	2
1.	理容師・美容師の資格	2
2.	理容師・美容師の資格取得の流れ	3
3.	理容師・美容師の国家試験	4
第三	理容師・美容師に係る制度の見直しの方向性	6
1.	理容師・美容師の養成のあり方に関する基本的な考え方について	6
2.	養成施設における教科課程について	6
3.	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を 取得しやすくするための養成課程のあり方について	10
4.	国家試験の内容等について	11
5.	その他	12
第四	むすびに	13
別紙一覧		14
(別紙1)	「規制改革実施計画」及び「規制改革に関する第3次答申」(抜粋)	15
(別紙2)	理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会 構成員名簿(五十音順)	16

## 第一 はじめに

理美容サービスは、国民生活に欠かせないものの一つであるとともに、その時代に応じたサービスの提供が求められる。我が国においては、理容師法もしくは美容師法に基づいて業を営む必要があるとされているが、昨今、その規制が事業者や就業者の利益又は利用者の利便性に合っていないという声が政府への要望として寄せられた。このことについて「規制改革会議<sup>1</sup>」において規制の内容やその必要性が議論され、今後取り組むべき規制改革項目の一つとして「理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し」が挙げられ、平成27年（2015年）6月16日に「規制改革に関する第3次答申」が取りまとめられた。この答申を受けて、同年6月30日に「規制改革実施計画」が閣議決定されたところである。（規制改革実施計画の抜粋は別紙1参照）

具体的には、「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくする」こと及び「国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する」ことの2点については、検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずることが求められた。

この「規制改革実施計画」を踏まえ、厚生労働省は、本検討会「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」（座長：原田一郎・東海大学・早稲田大学・中央学院大学講師、検討会委員は別紙2参照）を同年11月に立ち上げ、本年12月までの間、検討を重ねてきた。今般、その結果を取りまとめたので、これを報告書として公表する。

### 【検討会の開催状況】

第1回検討会	平成27年（2015年）11月13日
第2回検討会	平成28年（2016年）2月22日
第3回検討会	平成28年（2016年）7月29日
第4回検討会	平成28年（2016年）11月15日
第5回検討会	平成28年（2016年）12月15日

---

<sup>1</sup> 規制改革を総合的に調査審議するための内閣総理大臣の諮問機関として、平成25年（2013年）1月に政令に根拠を持つ審議会として発足。

## 第二 理容師・美容師に係る制度の概要

### 1. 理容師・美容師制度の概要について

#### (1) 理容師・美容師の資格

理容師・美容師は、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく業務独占の国家資格であり、理容や美容を業として行うために不可欠な資格である。理容師・美容師が行う業務については、理容とは「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること」とされ、美容とは「パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とされている。（図1参照）

（図1）

		理容師（理容師法）	美容師（美容師法）
業務の定義		○第1条の2第1項 この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。	○第2条第1項 この法律で「美容」とは、パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。
業務の独占		○第6条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。	○第6条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。
理容師・美容師が行う衛生措置		○第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。 二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置	○第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。 二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
理容所・美容所についての衛生措置		○第12条 理容所の開設者は、理容所につき、左に掲げる措置を講じなければならない。 一 常に清潔に保つこと。 二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置	○第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 常に清潔に保つこと。 二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
履修課程	履修課程	昼間課程・夜間課程2年 通信課程3年	昼間課程・夜間課程2年 通信課程3年
	講習内容	理容実習810時間以上を含む 合計2,010時間以上	美容実習810時間以上を含む 合計2,010時間以上

(2) 理容師・美容師の資格取得の流れ

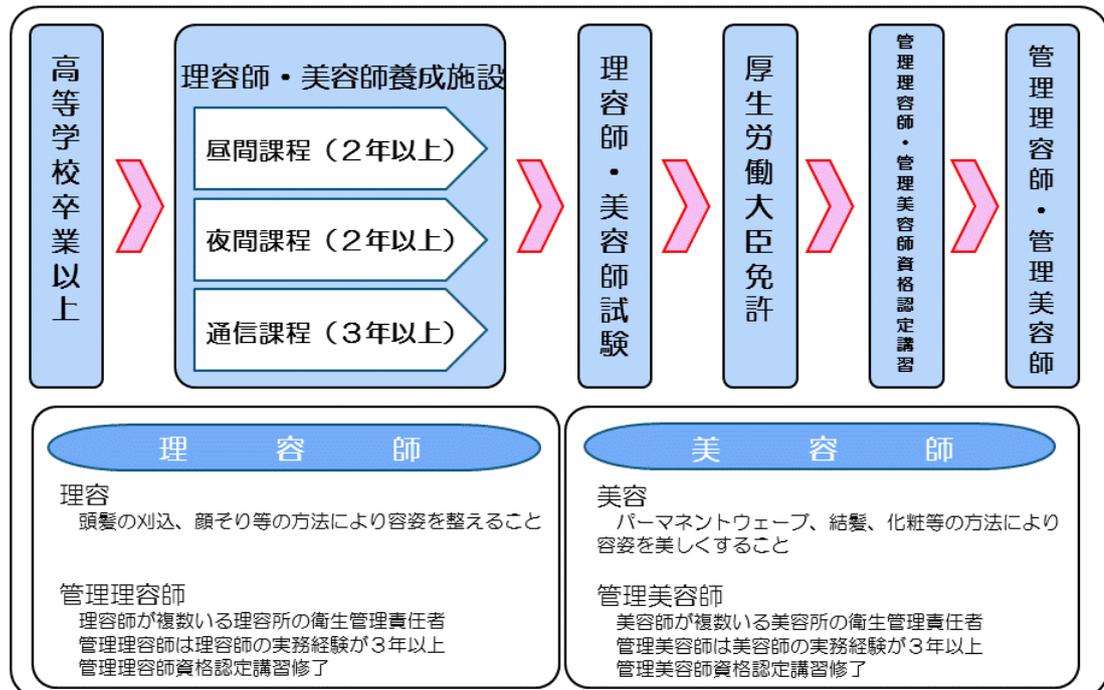
理容師・美容師免許は、理容師法、美容師法に基づく国家資格であり、免許を取得するためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した理容師養成施設・美容師養成施設で必要な学科や実習を修了後、国家試験に合格しなければならない。

(図2参照)

なお、免許証については、国家試験合格者が申請を行うことにより、理容師・美容師名簿に免許に関する事項が登録され、交付される。

(図2)

## 理容師・美容師の資格取得の流れ



### (3) 理容師・美容師の国家試験

理容師試験及び美容師試験については、それぞれ都道府県知事の指定する養成施設において、厚生労働省令で定める期間（昼間課程・夜間課程：2年、通信課程：3年）以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得しなければ受けることができないこととされている。

なお、試験については、筆記試験及び実技試験の2つに分かれており、筆記試験及び実技試験の両方に合格しなければならない。（図3参照）

(図3)

試験を受けるために必要な 修業期間	理容師法	美容師法
	○第3条第3項 理容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。	○第4条第3項 美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
	理容師法施行規則	美容師法施行規則
	○第11条 法第3条第3項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第2条第1項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。	○第11条 法第4条第3項の厚生労働省令で定める期間は、同条第4項第1号又は第2号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項第3号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。
試験の課目	理容師法施行規則	美容師法施行規則
	○第12条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。 筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 理容保健 理容の物理・化学 理容理論 実技試験 理容実技	○第12条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。 筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 美容保健 美容の物理・化学 美容理論 実技試験 美容実技
試験の免除	○第13条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した理容師試験に引き続いて行われる次の理容師試験に限り、その合格した試験を免除する。	○第13条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した美容師試験に引き続いて行われる次の美容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

なお、国家試験の試験事務については、理容師法第4条の2及び美容師法第4条の2の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができることとされており、現在、平成12年（2000年）4月3日付で指定した「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」が実施している。

**○理容師法（昭和22年法律第234号）**

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

**○美容師法（昭和32年法律第163号）**

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

### 第三 理容師・美容師に係る制度の見直しの方向性

理容師・美容師に係る制度の見直しに当たっては、本検討会の検討課題である①理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくすること及び②国家試験及び養成施設の教育内容について現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成することの2点についての議論・検討を行うため、次の5つの項目に分けて議論を進めることとした。

(検討項目)

1. 理容師・美容師の養成のあり方に関する基本的な考え方について
2. 養成施設における教科課程について
3. 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について
4. 国家試験の内容等について
5. その他

各項目ごとの検討結果については、次のとおり。

1. 理容師・美容師の養成のあり方に関する基本的な考え方について

高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、養成のあり方を検討することを基本的な考え方とすること。

2. 養成施設における教科課程について

教科課程の内容及び範囲のあり方等については、①各必修課目の必要性、内容、必要時間(単位数)、②実習の内容、必要時間(単位数)、③選択必修課目のあり方、④編入を容易化するためのカリキュラムのあり方の4点を軸に検討を行い、以下のとおりとした。

- ・ 全体を通じて、理美容業に特化した内容の重点化を図り、別添1及び別添2のように再編を行うこと。
- ・ 選択必修課目については、名称を分かりやすくする観点から「選択課目」に名称を変更すること。
- ・ 選択必修課目のうち、一般教養については、理容業・美容業に必要な接客等実践的な能力を高める内容に重点化すること。

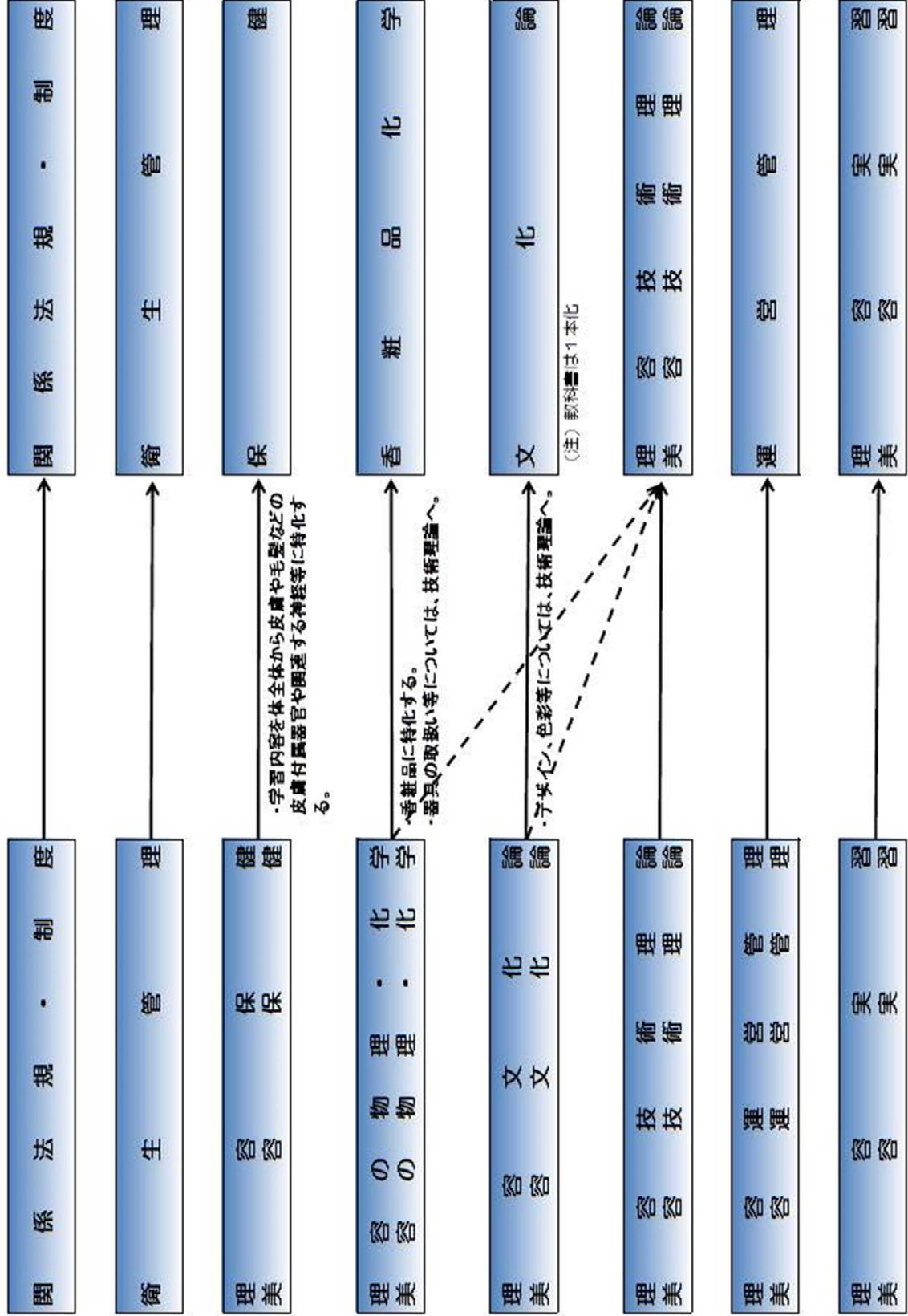
- ・ 選択必修課目のうち、専門教育については、各養成施設における独自性を尊重しつつ、技術・実践を重視した内容とすること。
- ・ 必修課目の年次ごとの履修内容の取扱いについては、養成施設の実態を把握し、標準的なガイドラインを示すこと。
- ・ 通信課程についても昼間課程・夜間課程と整合した履修時間となるよう見直すこと。

# 教科課目の見直し

(別添1)

現 行

変 更 後



## 教科課目の時間数の見直しとその考え方（別添2）

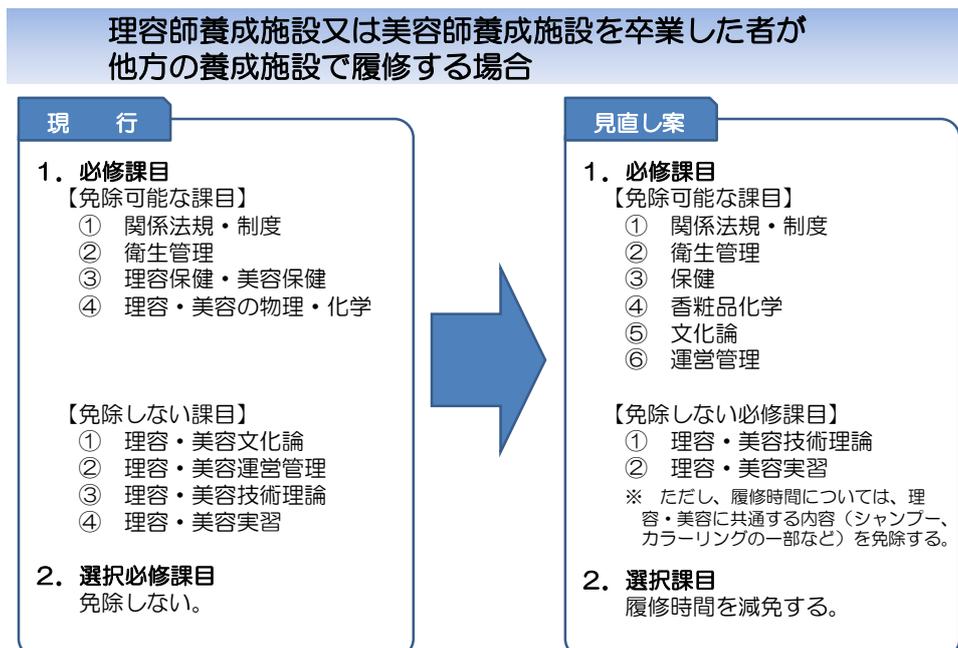
必修課目	現行の単位数 (時間数)	見直し(案)	考え方
関係法規・制度	1以上( 30以上)	1以上( 30以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>理美容業務に特化した内容に重点化する。</li> </ul>
衛生管理	3以上( 90以上)	3以上( 90以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>理美容業務に特化した内容に重点化する。</li> </ul>
(理容・美容保健) 保健	4以上( 120以上)	3以上( 90以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習内容を体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化した内容に見直す。</li> </ul>
(理容・美容物理・化学) 化粧品化学	3以上( 90以上)	2以上( 60以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧品に特化した内容に見直す。</li> <li>器具の取扱い等については、技術理論へ移行。</li> </ul>
(理容・美容文化論) 文化論	3以上( 90以上)	2以上( 60以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>デザイン、色彩等については、技術理論へ移行。</li> </ul>
(理容・美容運営管理) 運営管理	2以上( 60以上)	1以上( 30以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>理美容業務に特化した内容に重点化する。</li> </ul>
理容・美容技術理論	4以上( 120以上)	5以上( 150以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>器具の取扱い、デザイン、色彩等を追加。</li> </ul>
理容・美容実習	27以上( 810以上)	30以上( 900以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習内容の充実を図る。</li> </ul>
小計	47以上(1,410以上)	47以上(1,410以上)	
(選択必修課目) 選択課目	20以上( 600以上)	20以上( 600以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般教育は接客等の重点化を図る。</li> <li>専門教育は技術・実践を重視した内容に見直す。</li> </ul>
合計	67以上(2,010以上)	67以上(2,010以上)	

3. 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方については、①理容・美容の共通課目等の取扱い、②実務経験を考慮した実習や選択必修課目の取扱い、③養成施設での修業期間の3点を軸に検討を行い、以下のとおりとした。

- ・ 必修課目のうち、現在、履修免除することとなっていない「運営管理」及び「文化論」について履修を免除すること。(図4参照)
- ・ 理容技術と美容技術については、一部に共通部分はあるものの異なる技術の習得であるため、「技術理論」については免除しないこと。(図4参照)
- ・ 選択必修課目(選択課目)については、技術の高度化を図る観点から、全部を免除するのではなく、修業時間の見直し(短縮を含む。)を行うこと。
- ・ 実習については、類似した部分を免除すること。なお、免除に当たっては、理容師又は美容師のいずれか一方の免許を有することを条件として免除するものであり、実務経験は問わないこと。
- ・ 修業期間については、1,000時間程度短縮することとし、技術理論120時間、実習690時間、選択課目210時間の合計1,020時間とする。これにより、昼間・夜間課程の場合は1年、通信課程については、昼間・夜間課程における取扱いと整合するよう1.5年とすること。(図5参照)

(図4)



(図5)

**理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者に対する  
履修課目免除の考え方**

課目(現行)	時間数	課目 見直し	課目(見直し後)	時間数	課目	時間数
関係法規・制度	30時間以上			関係法規・制度		30時間以上
衛生管理	90時間以上		衛生管理	90時間以上	衛生管理	—
理容・美容保健	120時間以上		保健	90時間以上	保健	—
理容・美容物理・化学	90時間以上		化粧品化学	60時間以上	化粧品化学	—
理容・美容文化論	90時間以上		文化論	60時間以上	文化論	—
理容・美容運営管理	60時間以上		運営管理	30時間以上	運営管理	—
理容・美容技術理論	120時間以上		理容・美容技術理論	150時間以上	理容・美容技術理論	120時間以上
理容・美容実習	810時間以上		理容・美容実習	900時間以上	理容・美容実習	690時間以上
選択必修課目	600時間以上		選択課目	600時間以上	選択課目	210時間以上
合計	2010時間以上		合計	2010時間以上	合計	1020時間以上

#### 4. 国家試験の内容等について

理容師・美容師の国家試験の内容等については、①養成課程の見直しに対応した見直し、②必修課目と試験課目との関係、③理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合における理容、美容に共通する部分の取扱いの3点を軸に検討を行い、以下のとおりとした。

- ・ 理容師・美容師の養成課程の見直し後に必修課目となる課目すべてを国家試験の出題対象範囲に入れること。(図6参照)
- ・ 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合については、実技試験と筆記試験(技術理論のみ)を行うこととし、試験の効率的実施に留意すること。

(図 6)

### 教科課程における課目の種類、単位数と試験課目について

必修課目	現行の単位数 (時間数)	見直し後	試験課目(現行)	問数 (現行)
関係法規・制度	1以上(30以上)	1以上(30以上)	関係法規・制度	5
衛生管理	3以上(90以上)	3以上(90以上)	公衆衛生・環境衛生 感染症 衛生管理技術	5 5 5
保健	4以上(120以上)	3以上(90以上)	人体の構造・機能 皮膚科学	5 5
香粧品化学	3以上(90以上)	2以上(60以上)	理容の物理・化学	10
文化論	3以上(90以上)	2以上(60以上)	—	—
運営管理	2以上(60以上)	1以上(30以上)	—	—
理容・美容技術理論	4以上(120以上)	5以上(150以上)	理容理論 美容理論	10
理容・美容実習	27以上(810以上)	30以上(900以上)	理容実技 美容実技	
小計	47以上(1,410以上)	47以上(1,410以上)		
選択課目	20以上(600以上)	20以上(600以上)	—	—
合計	67以上(2,010以上)	67以上(2,010以上)		50

(注) 赤枠内は、今回国家試験の出題対象範囲に加える課目

## 5. その他

- ・毛染めやまつ毛エクステンションなどに関しては、理容師・美容師養成課程に既に組み込まれているところではあるが、消費者安全対策上の観点から、必修課目において十分な教育が行われるよう、その充実を図ること。
- ・今回の制度見直しに当たっては、本年度中の措置として必要な制度改正を行うこととなるが、その施行にあたっては、理容師・美容師養成施設における体制整備等に必要な期間等を考慮し、十分な期間を設けること。

#### 第四 むすびに

平成27年（2015年）6月に我が国政府が閣議決定した「規制改革実施計画」においては、「規制改革に関する第3次答申」を踏まえ、また、『日本再興戦略』改訂2015（同年6月30日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野とするとしている。

このうち、「投資促進等分野」では、規制改革ホットライン<sup>2</sup>などに寄せられる事業者等の意見を十分に踏まえ、幅広い産業における規制を見直すことが肝要として、「理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し」をその中の一つに掲げている。

このような状況を踏まえ、本検討会では、我が国における理容師・美容師に関する規制の状況を確認しつつ、「規制改革実施計画」を踏まえた理容師・美容師の養成のあり方について議論・検討を行った。

理容師法・美容師法は、それぞれの法律において資格を定めるとともに、それぞれの業務が適正に行われるよう規律し、公衆衛生の向上に資することを掲げている。つまりは衛生水準の維持・向上を前提としており、その目的が達成されることを担保しなければならない。

一方で、政府の成長戦略の一環として「規制改革実施計画」が示されたことから、理容師・美容師のあり方の検討に際しては、その内容を尊重しなければならない点にも留意が必要である。

これまでも理容師・美容師の養成制度に関する運営等に関する見直しは、適時適切に行われたところであるが、近年の国民ニーズの多様化や技術の高度化などへ対応できる理容師、美容師を養成することが求められている。

国民の多様なニーズに応えつつ、衛生面、安全面に十分配慮した見直しを行うことは、国民生活に必要な理容業・美容業全体の振興を図ることとなり、その結果、より一層の国民生活の質の向上を図ることが可能となるものと考えられる。

厚生労働省においては、本報告に基づき関係制度の見直し、引き続き、制度の適正な実施により、次代の理容師・美容師の人材育成に一層尽力されることを期待する。

以上

---

<sup>2</sup> 広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、平成25年（2013年）3月22日、内閣府に設置された。内閣府は、寄せられた要望について関係府省に随時検討を要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革会議に報告することとなっている。

別紙一覧

(別紙 1) 「規制改革実施計画」及び「規制改革に関する第 3 次答申」(抜粋)

(別紙 2) 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会 構成員名簿 (五十音順)

(別紙1)「規制改革実施計画」及び「規制改革に関する第3次答申」(抜粋)

理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

規制改革実施計画 (平成27年6月30日閣議決定)			規制改革に関する第3次答申 (平成27年6月16日)
事項	規制改革の内容	実施時期	
両資格の取得の容易化	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度 検討開始 平成28年度 結論・措置	理容師の資格を持った者が美容師の資格を取得しようとする場合(又はその逆の場合も)、現行の制度下では、一部養成施設での重複課目の履修が省略されるものの、初めて資格を取得しようとするものと同じ課程を修めなければならない。この点、両資格の養成課程における教育内容をさらに見直すことにより、一方の資格を取得している者がもう一方の資格を取得する際の課程について、修業期間そのものの短縮などの容易化ができるのではないかと指摘がある。 したがって、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。
国家試験及び養成施設の教育内容	国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度 検討開始 平成28年度 結論・措置	理容師・美容師に係る国家試験及び養成施設の教育内容については、省令等の定める一定の基準のもと、業務受託機関等が具体的な細目を策定している。業務受託機関等における策定プロセスにおいては、技術者や店舗経営者等が関わっているが、実際に現場で業務に従事する者からは、教育内容が実践的でないため、資格取得後に早期に現場で施術できず、結果的に高い離職率に繋がっているなどの意見がある。現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、より実践的な教育内容に改めるなど、教育内容を見直すべきであるとの指摘がある。 したがって、国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

(別紙2) 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会 構成員名簿 (五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職
有吉 幸子	宇都宮美容専門学校 校長
遠藤 弘良	聖路加国際大学臨床疫学センター 教授 兼公衆衛生大学院設置準備室室長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会 理事長
河合 靖臣	中央理美容専門学校 校長
坂元 昇	川崎市健康福祉局 医務監
谷本 穎昭	公益社団法人 日本理容美容教育センター 理事長
西島 正弘	公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 副理事長
◎ 原田 一郎	東海大学・早稲田大学・中央学院大学 講師
○ 宮崎 孝治	江戸川大学メディアコミュニケーション学部長 教授
湯田 桂子	集英社マキア編集部 編集長
吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長

◎座長、○座長代理